

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第20号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成2年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療機関等の指定申請書等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 省令第14条第2項に規定する届書（同条第3項の規定により四国厚生支局を経由するものを除く。）は、同条第2項第1号の場合にあつては生活保護法指定医療機関（助産機関・施術機関）変更届出書（第27号様式）により、同項第2号の場合にあつては生活保護法指定医療機関（助産機関・施術機関）休止（廃止）届出書（第28号様式）又は生活保護法指定医療機関（助産機関・施術機関）再開届出書（第29号様式）によるものとする。</p> <p>5・6 略</p>	<p>(医療機関等の指定申請書等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 省令第14条第2項に規定する届書（同条第3項の規定により四国厚生支局を経由するものを除く。）は、同条第2項第1号の場合にあつては生活保護法指定医療機関（<u>介護機関</u>・助産機関・施術機関）変更届出書（第27号様式）により、同項第2号の場合にあつては生活保護法指定医療機関（<u>介護機関</u>・助産機関・施術機関）休止（廃止）届出書（第28号様式）又は生活保護法指定医療機関（<u>介護機関</u>・助産機関・施術機関）再開届出書（第29号様式）によるものとする。</p> <p>5・6 略</p>

第27号様式（第23条関係）

（表）

生活保護法指定医療機関（助産機関・施術機関）
変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

生活保護法指定医療機関（助産機関・施術機関）について変更したので、生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

機指 定医 等療	番 号	
	名 称 (氏 名)	
	所 在 地 (住 所)	
変 更 事 項	旧	
	新	
変 更 年 月 日		年 月 日
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		

（注意）

- この書類は、医療機関等の名称（氏名）又は所在地（住所）に変更があったとき、所要事項を記載して提出してください。
- この届出書の提出により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出をしたこととなります。

第27号様式（第23条関係）

（表）

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）
変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）について変更したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

機指 定医 等療	番 号	
	名 称 (氏 名)	
	所 在 地 (住 所)	
変 更 事 項	旧	
	新	
変 更 年 月 日		年 月 日
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		

（注意）

- この書類は、医療機関等の名称（氏名）又は所在地（住所）に変更があったとき、所要事項を記載して提出してください。
- この届出書の提出により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出をしたこととなります。

(裏)

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。医師又は歯科医師が届け出る場合には、本人について記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、本人又はその開設する助産所若しくは施術所について記載してください。
- 2 指定医療機関等の「番号」の欄は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 3 指定医療機関等の「名称（氏名）」の欄は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 4 「委託患者等の措置状況」の欄は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。

(裏)

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。医師又は歯科医師が届け出る場合には、本人について記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、本人又はその開設する助産所若しくは施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防支援事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 指定医療機関等の「番号」の欄は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 4 指定医療機関等の「名称（氏名）」の欄は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 5 「委託患者等の措置状況」の欄は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。

第28号様式（第23条関係）

（表）

生活保護法指定医療機関（助産機関・施術機関）
 休止（廃止）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
 氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり休止（廃止）したので、生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

機指 定医 等療	番 号	
	名 称 (氏 名)	
	所 在 地 (住 所)	
休止（廃止）年月日		年 月 日
休止（廃止）の理由		
委託患者等の措置状況		
再開の見通し（休止の場合）		

（注意）

- この書類は、医療機関等が休止し、又は廃止した場合に速やかに提出してください。
- 休止の場合には、再開後速やかに再開届出書を提出してください。
- この届出書の提出により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による休止又は廃止の届出をしたこととなります。

第28号様式（第23条関係）

（表）

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）
 休止（廃止）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
 氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり休止（廃止）したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

機指 定医 等療	番 号	
	名 称 (氏 名)	
	所 在 地 (住 所)	
休止（廃止）年月日		年 月 日
休止（廃止）の理由		
委託患者等の措置状況		
再開の見通し（休止の場合）		

（注意）

- この書類は、医療機関等が休止し、又は廃止した場合に速やかに提出してください。
- 休止の場合には、再開後速やかに再開届出書を提出してください。
- この届出書の提出により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による休止又は廃止の届出をしたこととなります。

(裏)

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください
指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 指定医療機関等の「番号」の欄は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 3 指定医療機関等の「名称(氏名)」の欄は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 4 「委託患者等の措置状況」の欄は、既に行った措置を記載してください。

(裏)

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください
指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防支援事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 指定医療機関等の「番号」の欄は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 4 指定医療機関等の「名称(氏名)」の欄は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 5 「委託患者等の措置状況」の欄は、既に行った措置を記載してください。

第29号様式（第23条関係）

（表）

生活保護法指定医療機関（助産機関・施術機関）
再開届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり再開したので、生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する
場合を含む。）の規定により届け出ます。

指定 医療 機関 等	番 号	
	名 称 (氏 名)	
	所在地 (住所)	
休 止 年 月 日	年 月 日	
再 開 年 月 日	年 月 日	
再 開 の 理 由		

（注意）

- 1 この書類は、医療機関等の再開後速やかに提出してください。
- 2 この届出書の提出により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による再開の届出をしたこととなります。

第29号様式（第23条関係）

（表）

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）
再開届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり再開したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条
第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

指定 医療 機関 等	番 号	
	名 称 (氏 名)	
	所在地 (住所)	
休 止 年 月 日	年 月 日	
再 開 年 月 日	年 月 日	
再 開 の 理 由		

（注意）

- 1 この書類は、医療機関等の再開後速やかに提出してください。
- 2 この届出書の提出により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による再開の届出をしたこととなります。

(裏)

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください
指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 指定医療機関等の「番号」の欄は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 3 指定医療機関等の「名称（氏名）」の欄は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 4 「休止年月日」の欄は休止届出書に記載した休止年月日を、「再開年月日」の欄は再開した年月日をそれぞれ記載してください。

(裏)

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください
指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防支援事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 指定医療機関等の「番号」の欄は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 4 指定医療機関等の「名称（氏名）」の欄は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 5 「休止年月日」の欄は休止届出書に記載した休止年月日を、「再開年月日」の欄は再開した年月日をそれぞれ記載してください。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第27号様式から第29号様式までによる用紙は、当分の間、使用することができる。